

宮城県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が本年4月1日に廃止されました。

種子法は、国や都道府県の公的役割を明確にしたものであり、同法のもとで、稲、麦、大豆など主要農作物の種子生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安心な種子が、消費者には高品質な農産物が安定的に供給されてきました。

しかし、種子法の廃止により、今後、稲などの種子価格高騰を初め、地域条件などに適合した品種の生産・普及の衰退や種子の独占による弊害などが懸念され、廃止法案可決に当たっては、優良な種子の流通確保や引き続き都道府県が種子生産などに取り組むための財政措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める附帯決議がなされています。

大崎市には、古川農業試験場があり、水稻ではササニシキ、ひとめぼれ、東北194号（ささ結）、金のいぶき、だて正夢などが優良品種として栽培され、また本市の大豆における作付面積・収穫量は本州一となっており、消費者からの信頼も得て、農家経済への効果は多大なものとなっています。

こうした種子の生産・栽培から始まる農山村文化は、生物の多様性保全に配慮した伝統的な生産手法として、大崎地域の世界農業遺産（G I A H S）認定や地理的表示（G I）保護制度の登録にもつながっています。

その様な中、種子法廃止により、日本のそれぞれの地域が守り伝えてきた多くの伝統的品種の種子が、外資系事業者の独占などによる種子価格の高騰や画一化したものになる危険性、さらには食糧供給の観点から健康的な不安も懸念され、農業者や消費者への影響を危惧する声も挙がっております。

宮城県においては、種子法がこれまでの食糧生産と次世代に継承する安定的な農業発展のために大きな役割を果たしてきており、「宮城県主要農作物種子に関する要綱」による種子の生産・普及体制の取り組みだけでは不安を覚えざるを得ません。

よって、本県農業を支える主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するためにも、宮城県主要農作物の種子に関する条例を早期に制定されるよう強く要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出致します。

平成30年12月27日

大崎市議会議長 佐藤和好

宮城県知事 殿